

岩手県告示第572号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、令和2年9月2日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
釜石市	平成30年4月1日から 令和2年2月18日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	大字平田第9地割の一部
盛岡市	平成30年2月1日から 令和2年2月19日まで	1 盛岡市 地籍図 2 盛岡市 地籍簿	砂子沢第1地割の一部及び第3地割
盛岡市	平成30年4月1日から 令和2年2月19日まで	1 盛岡市 地籍図 2 盛岡市 地籍簿	根田茂第1地割及び第3地割の各一部
奥州市	平成28年8月24日から 令和元年12月12日まで	1 奥州市 地籍図 2 奥州市 地籍簿	江刺区梁川字地藏堂の一部及び宇南
遠野市	平成30年4月1日から 令和2年2月12日まで	1 遠野市 地籍図 2 遠野市 地籍簿	上郷町佐比内29地割から31地割までの各一部
一関市	平成30年4月1日から 令和2年2月7日まで	1 一関市 地籍図 2 一関市 地籍簿	中里字上大林、二番谷起及び糠瀬の各一部並びに狐禅寺字谷地田、林谷起、石ノ瀬及び中島の各一部